

小樽市鯉御殿 指定管理者業務仕様書

1 基本指針

小樽市鯉御殿条例（昭和34年小樽市条例第9号）第1条に定める「北海道指定有形文化財にしん漁場建築の保存及びにしん漁の歴史の伝承を通じて市民文化の向上を図り、併せて観光に資する施設として」の役割を十分に発揮できる施設運営を行う。

2 施設運営に関する業務基準

(1) 開館期間及び開館時間

開館期間は、4月の第3日曜日から11月3日までとし、開館時間は午前9時から午後5時までとする。

なお、指定管理者は、小樽市との協議により、開館期間及び開館時間を変更することができる。

(2) 入館の制限

入館者が、次の遵守事項に違反することにより、館内の秩序を乱すおそれがあるとき、建物等を損傷し、又は滅失する恐れがあるときは、入館を拒否し、又は退館させることができる。

(遵守事項)

- ① 許可なく物品の販売その他これに類する行為をしないこと。
- ② 館内で飲食又は喫煙をしないこと。
- ③ 火気を使用しないこと。
- ④ 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 建物等の維持管理業務

鯉御殿の建物、附属設備、展示資料その他小樽市が所有し、又は占有する物（以下「建物等」という。）の維持管理に関する業務。ただし、市長と指定管理者との協議により定めた建物等の大規模な修繕等を除く。

ア 建物等の清掃及び補修等維持管理

イ 防火管理者の選任、消防計画の作成等防災対策

(4) 開館期間、開館準備作業日及び閉館作業日以外は原則施設を閉鎖

(5) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、指定業務の一部について、あらかじめ小樽市が認めた場合はこの限りでない。

(6) 関係法令の遵守

指定管理者は、次に掲げる関連する法令等を遵守し、業務を遂行しなければならない。

ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令

- イ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- エ 小樽市鯉御殿条例
- オ 小樽市鯉御殿条例施行規則（平成 16 年小樽市規則第 3 号）
- カ その他の関係法令（施設の安全確保のための各種規制法令等）

(7) 個人情報の取扱い

指定管理者業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、小樽市個人情報保護条例（平成 18 年小樽市条例第 53 号）第 49 条の規定を遵守しなければならない。

指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(8) 情報公開

指定管理者は、小樽市情報公開条例（平成 18 年小樽市条例第 52 号）第 24 条の規定に基づき、小樽市を通じて、管理業務の実施に当たって保有する文書の閲覧等の請求があったときは、速やかに応じなければならない。

(9) 文書の管理・保存

指定管理業務を行うに当たり、作成し、又は受領した文書等は、小樽市文書事務取扱規程（平成 15 年小樽市訓令第 6 号）に準じて、適正に管理し、及び保存しなければならない。また、指定期間終了時に、小樽市の指示に従って、当該文書等を小樽市に引き渡さなければならない。

(10) 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用することはできない。指定期間が終了した後も同様とする。

(11) 環境への配慮

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たっては、次のような環境への配慮に留意しなければならない。

ア 環境に配慮した商品、サービスの購入の推進並びに廃棄物の適正処理

イ 電気等のエネルギー使用量の削減

(12) 感染症等対策の管理、徹底

指定管理者は、感染症等が発生した場合を想定し、速やかな対応ができる業務体制を整えるとともに、感染症等の感染拡大を防止するための管理等を行うこと。

(13) 事業計画書及び収支予算書の提出

毎年度 10 月末日までに、次年度の事業計画書及び収支予算書を、小樽市と調整を図った上で作成し、小樽市に提出しなければならない。

(14) 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の 5 月末日までに小樽市に提出しなければならない。

(15) 施設の損傷及び滅失の届出

指定管理者は、施設等が損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を小樽市に届け出なければならない。

(16) 電話による問い合わせや、入館者に対し、施設の案内及びにしん漁にまつわる歴史文化等の説明を行うこと。

(17) 目的外使用許可

売店、自動販売機、公衆電話等を設置する場合は、小樽市公有財産規則（昭和39年小樽市規則第30号）第7条第3項の規定に基づき、小樽市に対して行政財産の目的外使用許可の申請を行い、許可を得なければならない。

(18) 施設運営の改善

入館者へのアンケート調査等を実施し、自己評価書を作成して施設運営の改善を行うこと。

(19) 自己評価書

ア 入館者からの要望、不満等の把握に努め、把握した要望等については、適宜まとめ、小樽市へ報告すること。

イ 毎年度末に、毎年の活動内容（事業計画達成度、利用者の満足度等）を自己評価し、小樽市に報告すること。

(20) 引継ぎ

指定管理者は、指定期間終了時に引継書を作成し、次期指定管理者が業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

3 調査及び監査等

小樽市は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

4 留意事項

(1) 事業に関する留意事項

指定管理者は、定められた事業以外に管理費用を使用してはならない。不正に使用した場合は、小樽市は償還を求めるものとする。

(2) 施設の管理に関する留意事項

ア 防火、防災に努めること。

イ 施設内に喫煙場所は設けないこと。